



三田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の 交付申請について

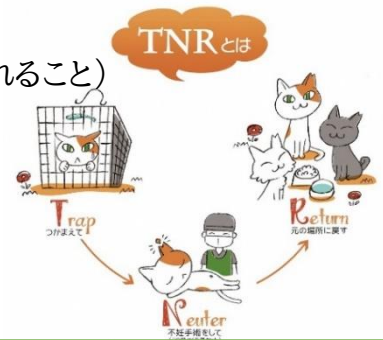


【対象となる活動】

TNR活動の不妊去勢手術費(地域の複数の住民が協力して行われること)

【補助対象者】

- ◆ TNR活動等を行う地域に居住する活動団体の代表者
(協力者は代表者含め、地域在住の2名以上必要)
- ◆ TNR活動等を行う地域の自治会、市内事業者 等



※地域在住の2名以上で構成されるグループであれば、どなたでも申請いただけます。

【補助額】

- ◆ 1匹につき上限8,800円
(オスメス関係なし。手術費が上限以下の場合は、手術費の額。補助対象は手術費のみ(ワクチン代等は対象外)。精算時の領収書内において、手術費の内訳にワクチン代等が含まれている場合は、ワクチン代等相当額を差し引いた額を補助対象経費とします。)

【申請の手順】

1. 交付申請

環境創造課の窓口(市役所本庁5階)へ「補助金交付申請書」を提出してください。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書 ・実施する地域がわかる図面 ・協力者名簿 <p style="text-align: right;">※本人確認書類をお持ちください</p>
注意事項	
対象外の猫について	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫は対象外です。 ・補助金交付決定前に手術を行なった猫は対象外です。 ・申請された数以上に手術された場合でも、補助金は申請頭数分しか交付できません。(実施区域内の頭数を把握してください)
地域住民への説明について	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域内で、理解を得るため、必ず、活動内容を周知してください。(説明会またはチラシによる活動の内容の告知) ・実施区域内の全戸にチラシの配布を行う場合は、活動内容の説明や責任者の連絡先及び捕獲開始日等について周知してください。
協力者について	<p>実施地域内に居住している方で申請者を含めて2名以上での実施が条件です。必ず申請者以外に、実施地域内に居住している方1人以上と一緒に実施してください。また、2名以上であっても単一世帯のみの申請は不可です。</p>
受付期間等について	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間内に事業を完了する必要があります(期間は交付決定通知書に記載) ・申請額が年度予算額に達した時点で、当該年度の受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

*申請書の審査後、補助金等交付決定通知書を郵送により交付いたします。



2. 手術の実施

補助金等交付決定通知を受けた後、猫を捕獲し、動物病院で手術を受けてください。

(注意事項)

- ・必ず、交付決定を受けた後に手術をしてください。(交付決定前の手術は補助金の対象外です)
- ・手術にかかる費用はいったん申請者の全額負担となります。
- ・手術の際は、「不妊・去勢手術実施報告書」を記入して持参し、必ず担当獣医師の証明を受けてください。
- ・手術済みの猫を識別する方法として、必ず、耳のV字カットを行ってください。
- ・手術を実施する動物病院は、市内・市外問いません。(猫の不妊去勢手術専門病院での手術も補助金の対象です)



交付決定額に変更(減額)がある場合

「補助事業等変更等申請書」を環境創造課に提出してください。

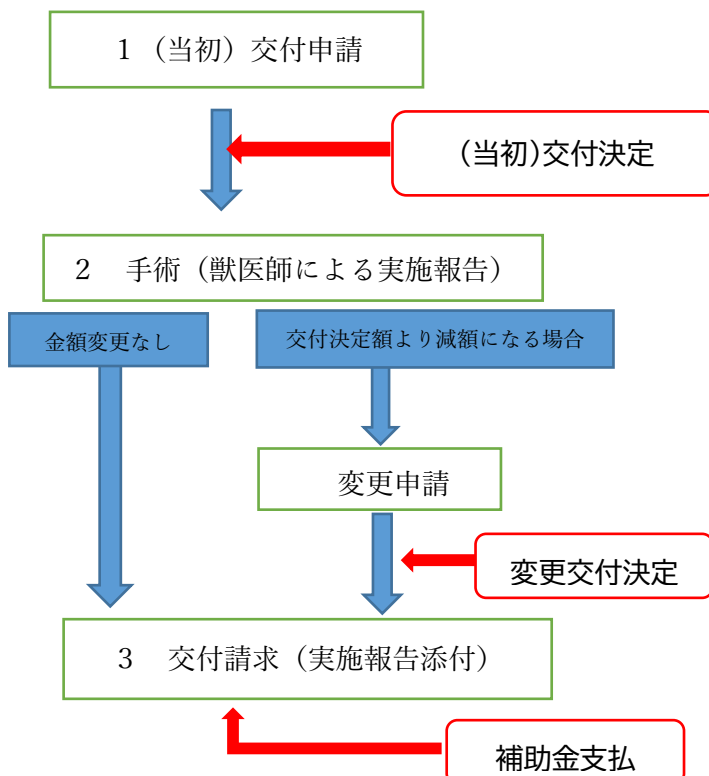
提出書類	・補助事業等変更等申請書 ・不妊・去勢手術実施報告書
注意事項	増額の変更はできません。(手術頭数の増も不可)

3. 交付請求

手術後、「補助金等交付請求書」を環境創造課に提出してください。

提出書類	・補助金等交付請求書 ※本人確認書類をお持ちください ・不妊・去勢手術実施報告書 ・領収書 ・写真(当該猫1匹につき、耳カットがわかるもの1点) ・地域住民に周知したチラシ等周知内容のわかるもの
注意事項	・指定口座は、申請者本人名義の口座に限ります。

【交付フロー(イメージ図)】



～配布様式(以下6種類)～

《1.交付申請時に必要なもの》

- ・補助金等交付申請書
- ・協力者名簿

《2.手術実施時に必要なもの》

- ・不妊・去勢手術実施報告書

《変更申請(減額)時に必要なもの》

- ・補助事業等変更等申請書

《3.交付請求時に必要なもの》

- ・補助金等交付請求書

※申請には、上記書類の他に、添付書類が必要です。【申請の手順】をご確認ください。